

平成26年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年6月27日(金)
場 所 大泉第一小学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 委員 外松和子
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

2 協議

- (1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕
- (2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
平成26年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
子ども・子育て支援新制度における公定価格等について
練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの

指定管理者の選定について

旧光が丘あかね幼稚園における認可保育所運営事業者の決定について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

サッカーボールの寄付について

第64回社会を明るくする運動について

「居住実態が把握できない児童」に関する調査について

落雷事故の対応について

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時38分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

委員長

ただいまから平成26年第12回教育委員会定例会を開催する。

本日は大泉第一小学校の会議室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力をいただきありがとうございます。

また、本日は案件の最後に視察と、午後1時30分から、この会場にて保護者の皆さんと意見交換会を予定している。日程の進行については各委員のご協力をお願いする。

本日は傍聴の方はいない。

教育長

案件に入る前に、教育委員の任命についてご報告させていただく。

去る6月20日に、第二回練馬区議会定例会において、教育委員の任命同意議案が可決され、6月20日付で外松和子委員が前川区長より教育委員として任命を受けた。

また、同じく6月20日付で長島良介委員が前川区長より新たに教育委員として任命を受けた。

ここで、お二人にご挨拶いただきたいと思う。

最初に外松委員、よろしく願います。

外松委員

皆様、おはよう。

ただいま教育長からご紹介いただいた。新たに任命をいただいた。

しっかり務めを果たしてまいりたいと思う。どうぞよろしく願います。

教育長

ありがとう。

続いて長島委員、願います。

長島委員

まだ本当に右も左もわからないが、精いっぱい努めていきたいと思う。どうぞよろしく願います。

委員長

ありがとう。

続いて、委員の議席についてだが、本日の議席は暫定的にお座りいただいている。

委員の議席は合議により定めることとなっているが、いかがするか。

教育長

今のままでよろしいのではないか。

委員長

ただいま教育長から提案があったが、よろしいか。

では、そのとおり決定してよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

そのようにさせていただく。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情8件、協議2件、教育長報告5件、視察2件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。

継続審議中の陳情8件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立学校の教育課程の在り方について。この協議案件については、本日、資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。また、追加の資料請求があればよろしく願います。

外松委員

それでは、私から、教育課程検証委員会からの答申等を読ませていただいて、今、自分としては、こんなふうに考えているということをお話したいと思う。

まず、小学校と中学校では二学期制の捉え方にかかなりの差があるということを感じた。捉え方が異なっているので、おのずから取り組み方にも違いが生じてきて、この何年かが経っているのではないかと思う。

したがって、学習活動とか、二学期制の成果とか、あとは評定の質の高まりとか、三学期制との比較ということも、なかなか実感し、それをしっかりと見てとることができづらくて、今日に至っている部分があるのではないかと思う。

特に中学校の場合は、第三学年の進路選択のときに夏休み前、通知表がないことへの保護者の方たちの不安というのが、アンケートの自由記述に非常に多くあった。

学校側とすれば、現段階では通知表にかわる資料というのを提供されているが、それもやはり第三学年の担任の方にしてみれば、かなり負担があるという記述等読ませていただくと、中学校では三学期制を望んでおられるのだなということを感じた。

委員長

二学期制に対する小学校と中学校の教職員の捉え方の意識の違いが、成果の違いにも関連しているのではないかというようなご発言だったかと思う。

ほかの方、いかがか。

教育長

確かに教員の調査では、今、外松委員のおっしゃっていただいたような傾向が顕著にあらわれていると私も思う。

ただ一方では、保護者の調査では小学校のほうも三学期制が望ましいという方が多いと。保護者に関して申し上げれば、小学校、中学校それほど違いはなかった。ある意味、保護者の受けとめ方と教員の受けとめ方が、そこで随分差があるのだなと、私は逆にそちらのほうに興味というか、注目をしているところである。

そういう意味では、保護者が依然として二学期制について、なかなかよさをご理解いただけなかったというのは、ある意味私たちの責任なのかもしれないし、また逆に、二学期制をここまで、5年、6年やってみてもなお、三学期制がいいのだという根強い思いがあるのだなということも感じたところである。

この保護者の意見というか、その辺については、小学校と中学校のPTAの役員が、たしかメンバーでいたと思うが、検証委員会での様子というか、そういうものを聞かせていただければありがたいと思う。

教育指導課長

検証委員会の中でも、また、意識調査の中でも、保護者の皆様からのご意見等いただ

いたが、やはり1つには、年間2回の通知表では評価の間隔が非常に長く、特に夏季休業期間等において、子供たちになかなか学習意欲を維持させることが家庭においても難しかった、困難であったというようなご意見もあった。

また、通知表、こちらも年間2回ということで、十分に保護者のほうでも理解することができず、評価として捉え方も難しかった。また、特に中学校においては、進路において、この通知表だけでは非常に心配だったというようなご意見があった。

以上である。

教育長

それは、小学校、中学校、それほど違いがなかったというふうに理解してよいか。

教育指導課長

保護者のご意見は、特に大きな違いはなかった。

委員長

ほかの方いかがか。

長島委員

答申27ページの練馬区立の全ての小中学校で、学期の区切り方を統一したほうがよいと思うかというアンケートがあって、その下に、小学校は二学期制、中学校は三学期制など校種によって区切ったほうがよいとする意見と随分差があるが、これは基本的に、統一したほうがよいというよりも、三学期に統一したほうがよいという意見なのか。

教育指導課長

こちらのアンケートの内容だと、特に三学期制、二学期制ということではなく、小学校が二学期、中学校が三学期、またはその逆で、小学校が三学期、中学校が二学期といったように、小学校と中学校で異なる学期制はよくないということであり、小学校、中学校ともに二学期制なら二学期制、または、三学期制なら三学期制。そのほうがよいというご意見が、上の一番上段であるが、割合の多いところになる。

長島委員

その理由は何か出ているか。そろっていたほうがよいという理由。

教育指導課長

小学校と中学校で学期制が変わってしまうということで、やはり子供が混乱を生じるということがあるし、また、ご家庭によっては小学校と中学校、両方の子供を持っている家庭もあり、そうしたところで学期制が異なることによって、家庭での子供への取り組み方、働きかけも異なってしまう。やりにくいというようなご意見があった。

委員長

ほかにあるか。

教育指導課長

今、保護者の視点からの説明をさせていただいたが、教職員のほうの視点では、当区では小学校、中学校、小中一貫教育を推進しており、平成27年度から小中一貫教育全区展開ということがあり、教員の立場からすると、小学校と中学校、やはり小中一貫の視点から同じ学期制のほうが研究等非常にやりやすい。

学期制が異なってしまうと、小学校と中学校の教員で通知表を作成する時期、また学校の行事等の時期にずれが生じてしまい、小中一貫で小学校と中学校の教員が一堂に会して研究することが非常に困難になるといったようなご意見もあった。

委員長

ありがとう。ほかにかが。

ここにパンフレットがある。これは平成18年、二学期制を導入したときに作成されたパンフレットで、これは各家庭に多分配布されたものだと思う。

パンフレットには、学びの連続性とか、きめ細かな指導と評価を行う。それから、子供と教師が向き合う時間的ゆとりができるというような形と、それから、学期が2つになることで、1つの学期が長いことの効果というのをうたっているが、今のお話を伺ってみると、長いからじっくり繰り返し学習できるのでよい。それから、夏休みも自分の課題を意識して、その課題に向けて、目標を持って学習を続けるであろうという前提で10月まで1学期を伸ばすことで、効果が上がるだろうということで、各学校がそのような取り組みになるように、それから、各家庭もそれを生かすような活動をしていけば、成果が上がるだろうという、このときはあくまでも仮定のもとでの話だったと思う。

実際に、小学校、中学校それぞれの学校で取り組み方がやはりまちまちであるのは事実であろうと思うし、また、家庭での取り組み方も、その意を受けてやっている場合と、またそうではない場合も当然あるだろうということで、両方とも7年、8年。中学校のほうは8年、小学校のほうは7年目ということで、そういう経過をたどったところで、なかなか理想とした形のところに近づいていない部分もあるということが、意識調査のアンケート結果から読み取れる感じがしている。

アンケートでは、小学校の教員の50%を超える方が、狙いとしている、目的としている3つの点に関して、効果が上がっていると回答している。このことをどういうふうにも、今後なお一層PRを進めて、もっと取り組もうじゃないかと言っていくのか、それとも、これだけの期間やってみて、なかなかそのとおりにはいかないという現実を見て修正していくのかというところの分かれ道かなと感じている。

私としても、外松委員がおっしゃったように、小学校のほうの50%を超える方が成果を感じている部分は、捨てがたい部分であるなというのは、この話し合いの当初から申し上げてきたことであり、その辺のところ、やはりもうちょっと考えていきたいという気持ちがある。

そこで、今日いただいた資料の平成24年のところを見ても、の後ろのほうに「各校の意向を踏まえ、二学期制の検証を行うことを明記した」とある。各校の意向を踏ま

えとあるが、現実に検証委員会で検討された資料というのは、教職員各自のアンケート、それから各家庭の個人のアンケート、意識調査だった。それでもって、学校全体というふうに判断していることになると思うが、私としては、小学校各校、中学校各校の意向が、今どんなふうに考えているのか。例えば三学期制、二学期制、自由に選択できるとしたら、自分の学校としてはどちらを選ぼうとするのか。それこそ各学校が自信を持って、うちの学校はこういうふうにしていきたいという特色として捉えて、こういうふうにしたいたいという意見を、私はとても聞いてみたいというのが今の率直な思いである。

なかなかそれを数値として出すのは難しい部分もあるのかもしれないが、ぜひ小学校の校長会、中学校の校長会等で全体の傾向、どうしてそちらがいいかという理由も含めて、全体の傾向というものを調べていただいたら、私としては大変参考になると思うので、資料請求として、そういうことをしたいと思うが、教育長、いかがか。

教育長

資料が出るか。

教育指導課長

校長会の役員の先生方とは、教育指導課としても、できるだけ各学校の状況をつかむために話を伺っているところであるが、やはり小学校の校長会の役員の先生方からは、三学期制を行うのであれば、教育委員会のほうできちんとした形で全て統一した形でスタートできるように、ある程度の準備期間が必要である。それについては、校長会としても協力をしていきたいというようなお話をいただいている。

中学校についてもやはり同様で、新たな学期制をやるのであれば、これまでの旧態依然の三学期制ではなく、新しい形をつくっていく必要がある。それには一定の期間が必要である。それを受けた上でやっていく分には協力をしていきたいというようなご意見はいただいている。

委員長

統一したほうがいいというお考えであることは推測しているが、どちらに統一したほうがいいのか。大勢はどちらがいいかというあたりが、私としてはお聞きしたい。

というのは、何度も話しているとおり、努力をしてきて、小学校の場合は5割の教職員がいいという意見を出しているので、中学校と小学校とはやはり意識が違っているという思いがあるので、どちらにそろえるということの前に、どういう傾向なのかということを知りたいというふうに思っている。

検証委員会に出られた方も、確かに小学校の校長会の代表、中学校の校長会の代表の方が参加されていることは事実だが、それは全校の校長の意見を集約した形の代表としてのご発言ではないように私は受け取っているので、会議録等を読ませていただいてもそんな感じがしているので、そういう傾向を把握することも1つ議論の上では大事な点ではないかと思う。

教育振興部長

答申の21ページ、24ページを見ていただきたい。

ここで、教員で継続したほうがいいという母集団を見ると、全体で822、小学校702、中学校119の方が継続したほうがいいと言っている。

一方で、24ページを見ると、改善が必要だと言ったのは346で、小学校では継続したほうがいいに比べて、2分の1の人たちが改善が必要だと言っている。中学校では倍の人が改善したほうがいいと言っている。

そうすると、各校の意向といった場合に、小学校の教員については2対1で継続したほうがいいと答えているが、一方で、学校長の立場からすれば、保護者とか、評議員の意見を聞いた上で、学校としてどちらを望むかといったときには、当然教員がどう思っているかとは別個の視点で、うちの学校は教員が継続したほうがいいと言っている、学校としてはこっちのほうがよいという別の意向を示すことは十分考えられる。当然管理者だから、多い意見に従うというわけではないので、そういう意味では各校の意向といった場合、どこを捉えて各校の意向というのかということも考えなければいけないと思っている。

委員長

当然、学校の教育課程を変えるときには、校長の責任のもとに、教職員の協力と、それから保護者、地域の連携のもとに決めるわけだから、学期についてもその範疇に入ると思う。だから、当然、保護者の意見を無視して、学校の教員だけで決めるというのは、私は初めからそんなことはもちろん思っていないので、各学校というのは、年間1回は学校評価というのを行っていて、そのときには教員の意見も、保護者の方々や、地域の方々のご意見も伺って、次の学校の計画を立てるといっては、今、どこも定着している形であると思う。

ここまで言うと差し出がましいと思うが、そういう中の1つとして、学期制というのは本当は上がってもいいのではないかというぐらいに、私としては考えている部分もある。

今までずっと長い間三学期制をやってきて、それが7年前、8年前に、二学期制に、教育委員会主導のもとにそのような形になったわけである。

だから、近いところで、両方の経験を学校もし、保護者の方はしている方もいる。ご自分自身は経験されていないことが多いと思うので、実際問題としてどちらが本当に望ましいのかというのを、私もどちらが本当にいいのかという決定打はないように、自分の中でも思う部分がある。本当に短期間で成績があったほうが学習の意欲がわく子供もいるかもしれないし、長いスパンのほうがいい子もいるかもしれないし、部分部分を見れば、両方の意見もそれぞれにあるかと思う。学校全体は、全校が今後、選択するとしたらどちらがよいかという意味で、学校の意向ということであるので、教員だけで決めるということは毛頭考えていない。

教育振興部長

代表校長のほうと相談しながら、それぞれブロックがあるので、ブロックの校長会の中で、話をしてもらって、工夫をして、各校の意向をどういう形でつかめるのかを検討

させていただきたい。

委員長

大まかな形で結構だが、大体こういう傾向であるということがわかれば、私たちがいろいろ決める段階のときの資料の1つになると思うので、よろしく願います。

教育振興部長

それでやらせていただく。

委員長

無理言って申しわけないが、よろしく願います。

外松委員

確認になるが、答申の5ページに、「二学期制の成果」というものがあって、(1)、(2)、(3)と書いてある。特に(1)の「学びの連続性の確保」というところでも、2行目に「長期休業中には個人の課題に合わせた補充学習を行い、長期休業後にはまとめのテストを行うなどの工夫をして学びの連続性の確保につながった」とある。

全ての学校がこれをしたかどうかはわからないが、小学校で多くの先生方が二学期制の成果を上げているのは、こういうことを実施されてきて、実際にそういう子供たちの学習の変化が見られたということではないのかと思う。

また、6ページの「二学期制の課題」のところ、(1)後半部分だが、中学校の先生方は「学びの連続性につながっていない」と回答されている。これは中学校によっては、学期の途中に夏休み、長期休業が入るので、学びの連続性も意欲の維持も難しいと捉えられているが、多分、学びの連続性に対して、実際に教育活動を行った小学校と中学校の取り組みへの温度差なども、現実にはあったのかなと。

そして、また、中学校の実態などをいろいろ推測すると、中学校では部活動があり、これがすごく重要なので、夏休みもしっかりと部活動も教育活動として行っているので、そういった意味での、長期休業を挟んでの連続性の確保という部分が、実際には難しかったのかなと思った。

委員長

小中の違いとしては、今のお話もあったが、テストに対する子供たちの向き合い方とか、テストの期間とか、やり方とか、そうしたものももちろん違っているということもあるし、置かれている状況が小学校と中学校では条件が違う部分がたくさんあるので、取り組み方の違いという以前にも、そういう部分もあるのかなと私は思う。

だから、中学校の場合の三学期制のほうがというのは、理由を読んで、なるほどという部分がたくさんあったと私は個人的には考えた。

それから、先ほど教育長がおっしゃったように保護者の方々が、やはり通知表は3回、あまり期間を置かないうちに出て、子供をきちんと把握したいというお気持ちも、私もわからないわけではないということで、必ずしも私は全部反対しているものではなくて、

あくまでも学校の意向が確かめてみたいという思いから、先ほどからお話している次第である。

長島委員

私も中学生の娘がいるので、保護者の立場として。

基本的に小学校のときは、しょっちゅうテストがある意味がそんなに感じられない部分があったが、中学校は、評価が高校入学にもつながっていくので、その評価の機会が2回よりも3回あったほうが、子供たちにとってもチャンスも増えるし、期間が短ければ勉強するきっかけもあるので、もちろん少なくなれば楽かもしれないが、それは裏表あって、楽になれば厳しいというがあるので、今、娘たちを見ている限りでは中学は三学期のほうが、後々のことを考えるといいと思う。

おおむね私立の学校も三学期制をとっているし、そういう意味からも、高校入試は私立も公立もなく進んでいくと思うので、その辺も考える必要があるのではないかと思った。

小学校に関しては、このアンケートを見ている、先生方がおおむね二学期制を評価している傾向があると思うので、それで先ほど、そろえなければいけないかという質問をした。以上である。

委員長

ほかにご意見あるか。

現役の保護者でいらっしゃる方のご意見を伺った。参考になったと思う。

安藏委員

今、二学期制と、この後に出てくる選択制度の問題も絡んでいるが、やはり小中一貫教育校と違う学校とでは、やはり体制を同じ土俵にのせるというのはすごく難しいと思う。

二学期制、三学期制、小中でも違うし、また、一貫校においては独自のカリキュラム、考え方もあるのではないか。そういう気がしている。

一番大きいのはやはり一貫校で、同じ学校の中で小学校は二学期制、中学校は三学期制というのは、現実的ではないのかなと思うし、3つの制度をどう絡めていくのかは、非常に難しい問題だと感じている。

教育振興部長

私どもは小中一貫教育研究グループから実践校というので、最終的には平成29年度に全校で小中一貫教育を進めたいと思っている。

この二学期制、三学期制の話をしたときに、例えば小学校はメリットがあるから、二学期制にして、中学校を三学期制にしようと言ったときに、大泉桜学園では多分分離できないだろう。統一するしかないと思っている。

一方で、小中一貫教育を進めようとする、小中がばらばらだと、先ほど教育指導課長が言ったように、小中の教員が、仕事の忙しさとか、行事のかかわりでばらばらにな

ってしまうので、集まる機会が非常に難しくなるなど、いろいろネックがあるので、そういう意味では、小中一貫を進める上で、学期制のあり方がどうかというのもご協議いただければと思っている。

委員長

次回以降、資料として何か出していただける予定はあるか。

教育指導課長

今回は二学期制の経緯を資料1として提出させていただいた。同様に次回は、土曜授業の経緯について、資料を提出する予定である。

委員長

小中一貫教育との関連というのは、特にすぐというほどにはないか。

教育振興部長

新しい委員もいるので、概要的な資料を出す。小中一貫の、今進めようとしている全体像みたいなものを、新しい委員もいるので、ぜひ。

また今回の学期制の問題が結構絡むことがあると思うので、基礎資料として次回それを出させていただく。

教育指導課長

今、ご指摘があったが、練馬区では多くの学校が離れている状況にある。そういった中で、小中一貫教育を進めていくというのが基本的な考え方であるので、現在各校でどのような形で取り組まれているのかという概略資料をご用意したいと思う。

委員長

では、よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、本日の審議はここまでとして、次回以降の審議に継続したいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただく。

協議(2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。

協議(2)練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について。この協議案件については本日資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、皆様のご意見、ご質問を伺う。

教育長

杉並の選択制度廃止の理由について、簡単に説明してほしい。

学務課長

杉並区については、目的である学校の活性化であるとか、地域とのつながり、特色を持って学校運営するということが、一定の目標達成ができたということから方向性としては廃止に向けて進めていくと。

ただし、全て選択制をなくすということではなくて、8条申請で、学区域外の学校に申し込みをする際に、特色のある、自分が行きたい学校の理由を記載していただいて、申し込みをしていく。そういった方向に進めていくということで、三、四年かけてそこに移行していくというところで進められているという状況である。

教育長

今の話だと、一定の成果が上がったので役割を終えたということか。

それともう一つは、8条申請の拡大解釈だと思うが、そういう解釈は可能なのか。法律の解釈として。

学務課長

制度の目的が開かれた学校づくりということで、杉並区は上げており、こちらは基本的に達成したというところで、選択制度を廃止するというところになっている。

また、指定校変更制度の承認基準の部分については、裁量の中で基準に加えるということである。その学校を志望する強い動機が認められる場合ということを、その基準に加えて実施をしていくということになっている。

具体的にどうしているかということ、志望動機を子供に書かせて、それを提出させて審査を行うという手順をとっているというところである。

教育振興部長

学校教育法施行令の中で、指定校変更は相当の理由がある場合となっているので、教育委員会のほうで今言ったような内容を承認基準の中で、相当の理由があると認めれば、それは変更が可能だろうと考えている。

教育長

今現在、練馬区でもそういうふうになっているのか。

学務課長

練馬区の場合は、特色があるからこの学校に行きたいとか、杉並のようにこの学校を志望する強い動機というような、そういった基準は設けていない。

委員長

ほかにいかがか。質問かご意見。

長島委員

選択制の検証委員会に最初に参加させていただいた。そのときから、多くの課題が選択制にはあったと思う。

例えば部活の問題もそうだし、検証委員会の場で話し合われていた内容で、各学校の特色を出すということがあったが、特色を出してよい学校ができていくと、特色がうまく出せなかった学校は過疎化が起こって、人数の差が出てきたりとか、部活がうまく機能しなかったりするのではないかというのを、課題として感じていた。

今、気になったのが、教育長からご質問あったように、杉並の選択制が廃止になった理由が、何か大きな問題があって廃止になったのかと思う。例えば幾つかの問題があって、その問題があるからやっぱりやめようということになったのであれば、その問題が何か、わかれば教えていただきたい。

教育指導課長

杉並区においては、現在コミュニティスクール、こちらの方向で各学校が進んでいる。コミュニティスクールというのは地域運営学校で、地域に住まわれている皆様が学校運営に加わっていく。そうした中で地域の子供たちを、地域にある学校の中で一貫して育てていくという方針があるので、そうした中で自由選択をすることによって、地域の子供たちがほかの学校に行ってしまうと、コミュニティがなかなか確立、築くことが難しいということがあって、それも1つの理由と伺っている。

委員長

同じように並んでいるが、それぞれの理由があって、各区の取り組みの状況かと思う。ほかにご質問がなければ、次に行きたいと思う。よろしいか。

それでは、本日の審議はここまでとして、次回以降も審議を継続したいと思う。

(1) 教育長報告

平成26年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

子ども・子育て支援新制度における公定価格等について

練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの

指定管理者の選定について

旧光が丘あかね幼稚園における認可保育所運営事業者の決定について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

サッカーボールの寄付について

第64回社会を明るくする運動について

「居住実態が把握できない児童」に関する調査について

落雷事故の対応について

その他

委員長

次に教育長報告である。

教育長

本日は、前回の積み残し分も含めて5件ある。

委員長

それでは、報告の1番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をうかがう。

外松委員

1ページ目の最初の「教育施策について」の(2)の理科教育のことだが、答弁のところで、「理科教育推進拠点校を中心に研究所や大学との連携を通じた専門家からの指導」とあるが、本当に理科教育はしっかりと力を入れていけない課題だというデータも出ているけれども、この辺、もう少し具体的に研究所とか大学とか教えてほしい。

教育長

たしか理化学研究所と東京理科大である。

教育指導課長

研究所は、理化学研究所が埼玉県にあり、各学校で講師として招聘し、また、教職員の研修等についてもご支援いただくというようなことで、理科教育充実に向けて取り組んでいるところである。

大学についても、本区でさまざまご協力いただいている大学がたくさんあり、そうした大学の先生方にも講師としてご協力いただいているところである。

委員長

ほかにご質問、ご意見あればお願いします。

教育長

2ページの「理科教育について」で「こども科学館」を設置すべきとある。

ほかの自治体でやっているところの運営状況が赤字だということを聞いているので、十分調査しながら研究していくと。

板橋にはある。「こども科学館」みたいな施設が。個人的にはよいものだと思う。

教育指導課長

科学館等の施設について23区の状況であるが、やはり運営上非常に費用がかかるといことで、この二、三年の間に、4つの区で既に廃止をしているところである。

板橋区については、中身を整理して、新たにプラネタリウムと施設を更新したというふうに伺っている。以上である。

教育振興部長

いずれにしても、検討すると言っているので、ある程度調査をして、また委員会のほうにもご報告させていただきたいと思う。

委員長

練馬区で、科学教室を長い間続けていると思うが、学校教育支援センターのほうでやっているのか。

教育長

そうである。

委員長

それは、前に比べて随分拡大するようになったとか、その辺のところをご説明いただけたらと思う。

学校教育支援センター所長

今、お話にあった科学教室である。これは昨年まで、前組織であった総合教育センターの時代から続いてきた事業である。本年度も昨年度まで継続していた事業をベースにしながら、拡大を図っていきたいということで、今年も実施をしまいたい。

実は今日、担当者がつくばのJAXAのほうに科学教室の実施場所ということで、今までも協力いただいていたので、調整に行っている。

和光の理化学研究所は近いところなので、お声がけをさせていただいているところである。また、科学専攻の大学、具体的には東工大の研究室からも、実はオファーをいただいている。

予算の問題、それから実施時期等の問題もあるが、できる限り事業拡大ということも考えながら、事業展開してきたいと考えている。

委員長

今、家庭科の授業などでも科学的なものを取り入れて、例えば東京ガスとか、いろいろな企業と連携した授業をやっている学校も結構増えてきているように思う。

科学教室などもお金が少ない中で大変なやりくりだと思うので、外部人材とか、外部でのいろいろな企画を上手に取り入れて、拡大していく、発展させていくというお考えもあつか。

学校教育支援センター所長

今まで学校の理科の担当の先生にご協力いただきながら、研修的な側面もあったが、方向性、研修については教育指導課と調整をしながら、今後どういうふうにしていくか検討したいと思っている。

一方で、子供のほうの興味を満たしていく、興味を引き出すといったことについては、今、話のあった民間の事業者のそういう科学的な領域の取り組み、それから、社会貢献的な事業部門と連携をとっていくことも1つの手法であると認識しているので、あわせて国の機関、公的機関等々ほかにも民間のそういう事業部門との働きかけ、調整も進めてまいりたいと考えている。

委員長

ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

ほかにご意見、ご質問あるか。

外松委員

6ページのところで、サテライト保育のことが取り上げられているが、サテライト保育の現状について、少し教えていただきたい。

保育計画調整課長

サテライト保育というのは、練馬区ではまだ実施していない。

これは今、江東区で1園実施している。豊洲の駅前に分園を設け、そこで預かった2歳から5歳の園児を有明のオフィスビル1フロアに借り上げた本園で昼間面倒を見るというものである。保護者の送り迎えに合わせ、バスで送迎をするという仕組みである。これは駅前に超高層マンションが建つ地域であるため、急激に保育需要が多くなってきた。その有効な対応策として、江東区で取り組んでいるものである。

サテライト保育について、7月末に我々が視察に行き、研究をさせていただきたいと思っている。

こども家庭部長

サテライト保育、文字どおり衛星であるが、同一の区の中で片一方は空いている。片

一方はいっぱいであるというような偏在が生じたときに、空いているところにバスで子供さんを送迎したらどうかというアイデアから来ているものである。

練馬区においては、残念ながら、現在のところどこも空いていない状況なので、逆に運ぶ場所がないという状況がある。また、一方で、江東区と違い、まだ土地に余裕がある。

だから子供のいるところに一番近いところに保育園をつくって、何とか待機児を解消していくという、ある意味ではオーソドックスな形を行っているところである。待機児解消に向けて、来年度待機児ゼロを達成したいと思っているところであるが、今後、地域によって空きがあるが、こっちはいっぱいだというような定員が遍在するようなことが出てきた際には、我々としても子供をバスで移送するというサテライト保育のような方向というのは、1つの考えであるというふうに思っている。

先ほど保育計画調整課長が申したように、結構脚光を浴びている事業であり、そういう点では私どもとしても、現地を視察させていただいて、実情を伺いたいと思っている。

ただ一方で、どうしても中継地点を介してということになるので、担任の先生と保護者が毎日顔を合わせるというチャンスは残念ながらなくなってしまうということがあるので、そのような点についてどのようなフォローをしているのかということも含めて、現地視察をしてまいりたいと思っている。

また、こういう機会に報告させていただきたいと思うので、よろしく願います。

委員長

いろいろなやり方ができて、追いついていくのが大変と思う。大変な努力をどこの区もされていると感じた。

ほかにご質問、ご意見。特になければ次に行ってよろしいか。
それでは、報告の2番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

各委員ご意見、ご質問をお願いします。

教育長

これは、これだけ聞いてもさっぱりわからないと思うが、私たちもなかなか読み込むのが難しいし、加算措置が細かく分かれているので、イメージがなかなかつかないというところがある。今後恐らく、この保育園だったらこんな感じというようなところ出さないとなかなか難しいと思っている。

ほかの、今回導入された新制度の全体像も含めて、改めてお示しをしながら、個々の事案について、今後は委員会にお諮りをさせていただきたい。そのような形で今後進めていきたいと思っているので、よろしく願います。

委員長

国を挙げて子育て支援をしていこうという体制ができ上がって、その制度ができたことによってこういうものが出てくると思うが、公定価格が決まることによって、何がどのように変わって、利用者にとってはどういうことなのかをきいて教えていただけたらと思う。

子育て支援課長

認可保育所については、こういう仕組みがもともとある。国のほうでこういう基準額を定めて、各施設で利用者負担額を決めて、その残りを公費で払うという仕組みは、もともと保育園にはあった。

その公定価格、いわゆる給付額が、今、国、都道府県、区市町村で公費を充てている部分が、もともと保育所の仕組みとしてあったが、今の認可外とか、幼稚園は仕組みが違うが、そういうところはそういう形が、基本的な構造としてなかった。それを今回、消費税を上げることによってできる財源を投入することによって、安定した財源でこうした施設が運営できるというのは、基本的に大きな枠組みと思っている。

今の保育園と同じように、利用者負担額の部分は、区市町村のほうで今後決めていくということになるので、そこをどうするかというのが大きなポイントになる。その内容についても、区として今、いろいろ検討しているので、それが明らかになった段階でご説明したいと思っている。

委員長

すると、利用者にとってはなるべく公平になるように、子供を育てるという立場の利用者にとっては、お預けする利用者にとっては、なるべく公平に近くなるということか。

子育て支援課長

まずは、安定した財源で、そういう公費を投入することによって、安定的な子育て支援の制度をつくっていくことが大前提だと思う。利用者負担の公平性については、これも踏まえて、区として今後どうしていくかということを検討していくことになると思う。

こども家庭部長

保育園等の施設については、ただいま子育て支援課長から話があったように公定価格のような考え方というのは従来からあった。ただ、幼稚園についてはそのような概念が一切なかった。

幼稚園から大学まで統一の学校教育法、私立学校法によって運営がされてきたが、学校教育法の5条の中に、「法令に特別の定めのある場合を除き、設置者が経費を負担する」という基本の概念がある。これは公立も私立も同様であり、我々はよく「設置者負担の原則」と呼んでいる。

法律の定めのあるときは、それではなく、設置者が全部出さなくてもいいということであるが、学校教育法6条に「授業料を徴収することができる」ということで記載があり、授業料は取っていいというのが法律に定められている。

また、私立学校法の59条には、教育振興上必要な場合には助成をすることができる」と書いてあり、そうすると授業料のほかに、必要な場合には官公庁が助成をしているとここに記載がある。そういうことをもとに私立学校振興助成法という法律がある。

そういうことで、基本的には公立、私立一緒であるが、設置者がお金を出すということ、ただし、例外的に授業料を取ってもいい。それから、助成をしてもいいという形で成り立っており、だから、官公庁が公費で助成をした分を除いた分と、授業料を取って除いた分が設置者の負担だという概念になっており、公定価格なるものは概念として存在していなかった。

先ほど子育て支援課長が話したとおり、私学助成という制度が、制度として生きているものだから、この公定価格は導入することが初めての概念なので、パラダイムシフトというか、発想を変えないといけない。非常に難しい状況がある。

そうした中で、我々としては幼稚園に対してどういう形でやれば最もいい形になるのか、現状を保全できる状況はどうすればいいのかとか、それから、どのぐらいまで公定価格による給付というのができるものなのかというのがまだ完全には示されていない。

そういう点では、今の段階では漠然としたご説明になったわけだが、いずれにしても、これから来年の4月導入に向けてさまざまなものが国からも、都道府県からも降りてくることがあるので、それについては逐一ご報告をさせていただき、漠然としているが、公定価格というものの考え方、実際の具体的な価格の内容というのをお示しさせていただきたいと思っている。

それから、幼稚園については、資料14-1の中に、180人の定員が平均の規模として出されている。これは国で全国的に平均的な幼稚園が180人ぐらいだということを出されているようだが、練馬区においては定員が1万1,000人ぐらいいて、40園なので300人弱の幼稚園が平均である。現在の制度を適用すると、大きい幼稚園ほどその分スケールメリットがある関係で助成があまりもらえないように見受けられる。これは実際やってみないとわからないが。

そういう点についても、この標準の仕組みというのが必ずしも練馬区の幼稚園の定員数の実態とは違うところの定員で構築されているので、そういうことも踏まえて、できる限り具体性を持った形で、今後お示しをさせていただきたいと思っている。

以上である。

委員長

よろしく願います。

安藏委員

今、幼稚園関係で公定価格は早急に判断していかないといけない課題になっている。実際今お話があったように、全国的な標準から比べると、やはり都内の幼稚園の実態というのはかなりかけ離れている。

大規模園で、単純に出すと、もうそっくり私学助成分がなくなるということがはっきりわかっている。だから、それを踏まえたときに、幼稚園それぞれ規模も違うが、この制度に入ったときには保育料の差というのが、園によって大きく開くと思う。

公定価格に入る、入らないというのも非常に大きなポイントになってくると思うが、それとともに現状の定員を維持していったら、恐らく無理だと思う。逆に、今度は定員を下げて、補助率のいい方向に進んでいく可能性もある。

すぐ大きな問題なので、具体的にそれぞれ実際どのぐらいの補助率になってくるのか検討していただいて、混乱のないようお願いしたい。

委員長

それでは、次の報告に行きたいと思う。
報告の3番について、願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。
特になければ次に行きたいと思う。
報告の4番について願います。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

外松委員

感想であるが、閉園したこのあかね幼稚園が、ニーズの高い認可保育園になるということは、施設の有効活用面からも好ましいことだと思った。

委員長

ほかにご意見がなければ次に行く。
報告の5番、その他の報告をよろしく願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見あるか。
特になければ、その他の報告あるか。

教育総務課長

現在サッカーの世界カップブラジル大会があり、大会のスポンサーであるゆうちょ銀行からワールドカップのサッカー公式試合球のレプリカモデルを、全小学校に寄付をするということで、6月25日にご寄付をいただいた。これについては、4年前の南アフリカ大会のときにも、同じように全小学校に公式試合球のレプリカモデルを寄付していただいた。今回も引き続きということではいただいている。ボールについては、先ほど校長室の前に置いてあったので、後ほど見ていただければと思う。私からは以上である。

委員長

小学校だけか。

教育総務課長

そうである。

委員長

よろしいか。

それでは、その他の報告あるか。

青少年課長

第64回社会を明るくする運動の周知用のチラシを作成したので、机上に配付させていただきました。フェスティバルは7月5日土曜日、つどいは7月23日水曜日になっている。この周知用チラシについては、学校、区民事務所など施設のほうに配布するとともに、区報6月21日号でも掲載させていただき、周知に努める。

委員長

その他報告あるか。

練馬子ども家庭支援センター所長

「居住実態が把握できない児童」に関する調査についてご報告する。

本年4月厚生労働省より「居住実態が把握できない児童」、いわゆる居所不明児に対して調査の依頼が来た。今月末に、東京都を通じて練馬区の調査結果を提出する。

区では今までも居所不明児に対しては関係機関と協力、連携をもって取り組んできた。国の調査の基準日が平成26年5月1日ということなので、現在調査中の方の人数ということで、練馬区としては13件と報告する。

ただし、継続して調査する中で、既に2名の居所については確認されている。残りの方については、両親、またはいずれかが外国人の方であり、現在、東京入国管理局で出国状況の確認を行っているところである。

今後も引き続き、各所管が持っている情報と調査方法を用い、連携し、居所不明児の状況を確認してまいる。

報告は以上である。

委員長

何かご質問、ご意見あるか。
よろしいか。
それでは、その他報告あるか。

施設給食課長

事故の報告である。一昨日、6月25日午後1時過ぎに落雷事故があった。光和小学校の受電設備に雷が落ち、学校に電力を供給できない状態であった。翌日26日については休校になり、26日に仮設の受電設備を整備し、現在回復をしている状態である。

委員長

あちこちで天候不順のニュースがあるが、練馬でもそういうことがあったという報告である。
特によいか。
それでは、この後視察になっている。本日の定例会は、視察の終了をもって終了とさせていただきますのでよろしく願います。